名古屋市商店街共同施設災害対策支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 商店街共同施設災害対策支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、 名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。)に 定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、商店街が維持管理する街路灯、アーチ及びアーケードに対する災害対策 としての調査、改修又は撤去に要する経費の一部を補助することにより、安全・安心な商 店街環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
 - (1) 「商店街等団体」とは、次に掲げる団体とする。
 - ア 商店街振興組合
 - イ 商店街が形成されている地域において、小売商業又はサービス業等を営む者が共同 経済事業や環境整備事業を行うために組織した事業協同組合
 - ウ商工会
 - エ 中小小売商業者等を主たる構成員とする法人格を有しない団体
 - (2) 「調査事業」とは、商店街等団体が災害対策を目的に実施する、街路灯、アーチ及びアーケードに対する調査委託をいう。
 - (3) 「改修事業」とは、商店街等団体が災害対策を目的に実施する、街路灯、アーチ及びアーケードに対する改修工事をいう。
 - (4) 「撤去事業」とは、商店街等団体が災害対策を目的に実施する、街路灯、アーチ及びアーケードに対する撤去工事をいう。

(交付の対象)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、当該年度の4月 1日から3月31日までに行う次に掲げる事業であって、別表1に掲げるものとする。
 - (1) 調査事業
 - (2) 改修事業
 - (3) 撤去事業
 - 2 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、商店街等団体とする。
- 3 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要す る経費であって、別表 1 に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。
- 4 補助事業は、規則第5条に規定する交付の決定の日以降に着手するものとする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、別表2に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。
- 2 前項の補助金の額は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が含まれている場合においては、当該補助金から当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減じて得た額とする。

(計画認定申請)

- 第6条 改修事業又は撤去事業の補助を受けようとする商店街等団体は、第8条第1項に 規定する交付申請を行う前に商店街共同施設災害対策支援補助金計画認定申請書(第1号 様式。以下「計画認定申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に 提出するものとする。
 - (1) 補助事業計画書(第1号様式の2)
 - (2) 補助事業にかかる調査結果報告書(第2号様式。以下「調査結果報告書」という。) の写し(同等程度の調査等を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む。)
 - (3) 申請の対象となる商店街共同施設の配置図及び現況写真
 - (4) 道路占用許可書の写し
 - (5) 役員名簿及び組合員名簿又は会員名簿
 - (6) 登記事項証明書の写し(法人のみ)及び定款又はこれに準ずる規約、会則等
 - (7) 事業計画について議決した総会等の議事録の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第2号に規定する書類については、第1項に規定する申請を提出する年度又はその 前年度に調査したものであることを要する。ただし、市長が認める場合は、この限りでな い。
- 3 第1項第6号に規定する書類については、補助金申請にかかる書類として従前に本市へ提出している補助事業者にあっては、内容に変更がない場合に限り、計画認定申請書に申請年度を明示して省略することができる。ただし、前回提出年度から10年を経過している場合はこの限りではない。
- 4 第1項に規定する計画認定申請書の提出期限は、改修事業及び撤去事業を予定する前年 度9月30日までとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- 5 市長は、第1項の計画認定申請書の提出を受け、必要な調査及び内容の審査を行った結果、計画の内容が適当と認める場合は、当該計画を認定し、商店街共同施設災害対策支援補助金計画認定書(第3号様式。以下「計画認定書」という。)を交付する。なお、計画認定書の交付を受けた後に第4条に規定する要件を欠くに至ったときは、市長は当該認定を取り消すことができるものとする。

(計画変更申請)

- 第7条 計画認定書の交付を受けた商店街等団体が、計画の内容を変更する場合は、速やかに商店街共同施設災害対策支援補助金計画変更申請書(第4号様式。以下「計画変更申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出し変更の承認を得なければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。
 - (1) 変更を承認する総会等の議事録の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する計画変更申請において、変更内容が事業費の増額を伴う場合は、改修事業及び撤去事業を予定する前年度の9月30日までとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の計画変更申請書を受理したときは、必要な調査を行い、適当と認める ときは商店街共同施設災害対策支援補助金計画変更承認書(第5号様式。以下「計画変更 承認書」という。)を交付する。なお、計画変更承認書の交付を受けた後に第4条に規定す る要件を欠くに至ったときは、市長は当該認定を取り消すことができる。
- 4 計画認定書の交付を受けた商店街等団体が、計画の中止又は取下げを行う場合は、速やかに商店街共同施設災害対策支援補助金計画認定取下届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

- 第8条 規則第4条第1項の規定による申請は、商店街共同施設災害対策支援補助金交付申請書(第7号様式)以下「交付申請書」という。)を、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。
 - (1) 補助事業概要書(第7号様式の2)
 - (2) 収支予算書(第7号様式の3)
 - (3) 見積書の写し(2 社以上の見積、調査事業は1 社で可)又は入札関係書類及び仕様書・ 図面等事業の内容が分かるもの
 - (4) 申請の対象となる商店街共同施設の配置図及び現況写真
 - (5) 道路占用許可書の写し
 - (6) 役員名簿及び組合員名簿又は会員名簿
 - (7) 登記事項証明書の写し(法人のみ)及び定款又はこれに準ずる規約、会則等
 - (8) 補助事業の実施について議決した総会等の議事録の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第7号に規定する書類については、補助金申請(第6条に規定する計画認定申請を含む)にかかる書類として従前に本市へ提出している補助事業者にあっては、内容に変更がない場合に限り、交付申請書に申請年度を明示して省略することができる。ただし、前回提出年度から10年を経過している場合はこの限りではない。
- 3 規則第4条第1項に規定する時期は、市長が別に定める日とする。

(交付の条件)

- 第9条 規則第6条第1項及び第2項の規定により補助金の交付の決定に付する条件は、 次に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(次項に規定する軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業の内容の変更(次項に規定する軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業者の組織を変更する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業者の名称、代表者又は所在地の変更をした場合においては、遅滞なく市長に届け出ること。
 - (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (7) 補助事業を当該事業年度の3月31日までに完了すること。
 - (8) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (9) その他市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項
- 2 軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に支障がないと認められる補助対象経費の 2割以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものとする。

(申請の取下げ)

- 第10条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。
- 2 規則第8条第1項に規定する期日は、申請者が規則第7条の規定による通知を受けた日から20日を経過した日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(変更の承認)

- 第11条 補助事業者は、第9条第1項第1号又は第2号に規定する承認を受けようとする ときは、あらかじめ、商店街共同施設災害対策支援補助金変更承認申請書(第8号様式) を、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。
 - (1) 変更に伴う補助事業概要書(第8号様式の2)
 - (2) 変更に伴う収支予算書(第8号様式の3)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(組織変更の承認)

第12条 補助事業者は、第9条第1項第3号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ、商店街共同施設災害対策支援補助金組織変更承認申請書(第9号様式)を、 次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 役員名簿及び組合員名簿又は会員名簿
- (2) 登記事項証明書の写し(法人のみ)及び定款又はこれに準ずる規約、会則等
- (3) 補助事業の継承について議決した総会等の議事録の写し

(代表者等変更の届出)

第13条 補助事業者は、第9条第1項第4号の規定による届出をするときは、遅滞なく商店街共同施設災害対策支援補助金代表者等変更届出書(第10号様式)を、登記事項証明書の写しを添付して、市長に提出するものとする。ただし、登記事項証明書の写しは法人に限り提出を要する。

(中止又は廃止の承認)

第14条 補助事業者は、第9条第1項第5号に規定する承認を受けようとするときは、 あらかじめ、商店街共同施設災害対策支援補助金中止(廃止)承認申請書(第11号様 式)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

- 第15条 規則第14条の規定による実績の報告は、補助事業の完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)後、速やかに商店街共同施設災害対策支援補助金実績報告書 (第12号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。
- (1) 事業完了報告書(第12号様式の2)
- (2) 収支精算書 (第12号様式の3)
- (3) 契約書の写し及び補助対象施設の配置図(撤去事業の場合は当該施設の撤去前の配置場所を示したもの)
- (4) 道路占用許可書の写し(改修事業又は撤去事業における道路占用の廃止及び数量変更の場合)
- (5) 道路使用許可書の写し(前号添付の場合並びに道路使用許可を要しない調査、改修工事 及び撤去工事の場合は除く)
- (6) 補助対象経費にかかる支払領収書及び請求書等証拠書類の写し
- (7) 改修事業の場合は改修工事中及び改修工事後、撤去事業の場合は撤去後の写真、調査事業の場合は調査結果報告書(第2号様式)の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第16条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が規則第5条の規定により決定した補助金の額と変わらないときは、この限りでない。

(交付の請求)

第 17 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付の請求書に交付決定通知書の写しその他必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、 補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定 の全部若しくは一部を取り消すことができる。
 - (1) この要綱又は補助金の交付決定の通知に付した条件に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請、報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。
 - 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後において も適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項により補助金の交付決定を取り消した場合は、規則第19条第1項の規 定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第20条 規則第23条の規定による承認を受けようする補助事業者は、あらかじめ、商店街 共同施設災害対策支援補助金財産処分承認申請書(第13号様式)を市長に提出するもの とする。
- 2 規則第23条第2号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。
- 3 規則第23条ただし書に規定する期間は、補助金の交付決定を受けた翌年度から5年とする。ただし、やむを得ない事由によるものと市長が認める場合は、この限りでない。

(検査等)

第21条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認められると きは、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をす ることができる。

(適用除外)

第22条 本市から別に補助金の交付を受ける補助事業については、この要綱の適用を受けないものとする。

(暴力団の排除)

第 23 条 名古屋市暴力団排除条例(平成 24 年名古屋市条例第 19 号)第 2 条第 1 号に規定

する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、補助事業者としない。

2 補助事業者が交付の決定後、前項に該当することとなったとき、又は第6条及び第8条の申請をした当時に前項に該当していたことが判明したときには、交付の決定を取り消すものとする。

(その他)

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1(第4条関係)補助事業及び補助対象経費

区分	補助事業の要件	補助対象経費
調査	(1) 災害時の安全対策を目的として実施するもので、建築士等が街	・調査、測量に関
事業	路灯、アーチ及びアーケードの形状、材質、錆による腐食の進行	する委託費
	状況等を確認して、改修又は撤去が必要な箇所を指摘する現況調	•調査結果報告
	査、耐震診断等の調査・診断を行うものであること	書の作成に要
	(2)上記の調査・診断により、調査報告書を作成して、改修又は撤去	する経費
	が必要な場合は工事提案及び概算工事経費の算定を行うものであ	・コンサルティ
	ること	ング費、計画策
	(3) 上記の調査・診断と併せて実施する、街路灯、アーチ及びアー	定費
	ケードの整備方法に関する助言及び指導を行うものであること	
改修	(1) 災害時の安全対策を目的として実施するもので、第6条に規定	・施設改修(建
事業	する市長が認定した計画に基づく改修工事であること	替えを含む)
	(2) 法令及び条例に抵触しないものであること	
	(3) 補助対象経費の合計額が250万円超であること	
撤去	(1) 災害時の安全対策を目的として実施するもので、第6条に規定	・撤去費(建替
事業	する市長が認定した計画に基づく撤去工事であること	えに伴うもの
	(2) 法令及び条例に抵触しないものであること	は対象外)
	(3) 補助対象経費の合計額が 250 万円超であること	
	(4) 商店街等団体の解散を目的とした撤去でないこと	

- 注1 設置後10年を経過していない街路灯、アーチ及びアーケードは除く。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。
- 注2 改修事業・撤去事業の「(3)補助対象経費の合計額が250万円超であること」は、令和6年度から令和10年度の5か年における両事業合わせた補助対象経費の合計額が250万円超の場合も含む。
- 注3 撤去事業(改修事業において施設撤去をする場合も含む)においては、過去に国等から補助金を受けて整備したもので、当該処分制限期間を経過していないものは補助対象外とする。ただし、処分の承認を受けた場合は、この限りでない。

別表2(第5条関係)補助金の額

区分	補助率	限度額
調査事業	4/5以内	一つの団体につき 40 万円
改修事業 撤去事業	1/2以内	一つの団体につき 500 万円

- 注1 千円未満を切り捨てて補助金額とする。
- 注2 限度額は令和6年度から令和10年度の5か年における一つの団体あたりの累計金額
- 注3 名古屋市商工業団体振興補助金の補助対象となった事業は対象外とする。なお、その他の補助金の補助対象となった事業はこの限りでない。
- 注4 事業収入その他の収入(以下これらを「収入金」という。)がある場合において、収入金及 び補助金(本補助金以外の補助金を含む。)の合計額から補助事業者の支出額を差し引いても、 なお収入超過があるときは、本市の補助金額からその収入超過分を減額した額を補助金交付額 とする。

商店街共同施設災害対策支援補助金計画認定申請書

年 月 日

(宛先) 名 古 屋 市 長

所 在 地 団 体 名 (フリガナ) 代表者職氏名 (生年月日) 事務担当者名 連 絡 先 電話 -

商店街共同施設災害対策支援補助金の計画の認定を受けたいので、名古屋市商店街共同施設災害対策支援補助金交付要綱第6条第1項に基づき、関係書類を添付して申請します。

(添付書類一覧)

- (1) 補助事業計画書(第1号様式の2)
- (2) 補助事業にかかる調査結果報告書(第2号様式)の写し(同等程度の調査等を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む。)
- (3) 申請の対象となる商店街共同施設の配置図及び現況写真
- (4) 道路占用許可証の写し
- (5) 役員名簿及び組合員名簿又は会員名簿
- (6) 登記事項証明書の写し(法人のみ)及び定款又はこれに準ずる規約、会則等
- (7) 事業計画について議決した総会等の議事録の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類
- (注)(6)については、補助金申請にかかる書類として従前に本市へ提出している補助事業者にあっては、内容に変更がない場合に限り省略することができる(ただし、前回提出年度から10年を経過している場合はこの限りではない)。(前回提出 年度)

(申請する皆様へ)

- 1 名古屋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体に該当するときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることがあります。
- 2 上記事由を確認する必要がある場合には、申請書類に記載されている情報を愛知県警察本部に照 会することがあります。

補助事業計画書

	団体名			
	消費税等の課税 方法	課税事業者)		
	解散目的の確認	※施設撤去をする場合の (□ 商店街等団体	Dみ記入 の解散を目的とした撤去事業で	ではありません)
1	保有施設			
	施設名	規模(基、㎡)	設置年	改修年
	□ 街路灯		※国等の補助金の有無 (□ 有 □ 無)	
	□ アーチ		※国等の補助金の有無 (□ 有 □ 無)	
	□ アーケー	F	※国等の補助金の有無(□ 有 □ 無)	
	注 改修は国・	県・市等の補助金を受け	て実施したものに限る	
2	事業計画			
	年度	補助事業の種別	施設名	規模(基、m²)
		□ 改修事業 □ 撤去事業	□ 街路灯 □ アーチ	
		□ 改修事業 □ 撤去事業	□ 街路灯 □ アーチ	
		□ 改修事業 □ 撤去事業	□ 街路灯 □ アーチ	
		□ 改修事業 □ 撤去事業	□ 街路灯 □ アーチ□ アーケード	

3 資金計画

(単位:円)

					(十一元・1 1)
年度	予定事業費	うち	うち	うち	うち
十段	(税込・税抜)	本補助金	自己資金	借入金	その他の収入金
Ц П					

注意 複数年度にまたがる計画で、最終的に補助対象経費が250万円を超えない場合、既に交付 した補助金は返還していただくことになりますので、ご注意ください。

4 事業内容

災害対策の 必 要 性	
事業の内容	※具体的な工事内容等を記載

5 補助事業後の維持管理の方針

全保有施設について、補助事業後の維持管理の方針を教えてください。

アーチ	アーケード	街路灯	方針
			しばらくは撤去や改修は必要ない
			5年以内に撤去や改修が必要
			特に考えてない
			その他 ※具体的に記載してください

補助事業にかかる調査結果報告書

1	報告書作成者	_

事業者名	
代表者の職・氏名	
所在地/	
調査協力者	※調査協力者がいる場合、「事業者名」「代表者職氏名」「所在地/連絡先」を記載
報 告 書 作 成 年 月	
施設概要	

2 施設概要

商店街名	
施設区分	□ 街路灯 □ アーチ □ アーケード
構造等	
建築年月	

3 調査概要

日	時								
		氏	名	調査者として適認められる資	格経歴等	資格取 (番号	文得日又 ·)
				建築士 〈1級/2		(番号	年	月	日)
調調	査 者			電気工事	士		年	月	日
印円 1	且 18			〈1 種/2	種〉	(番号)
				電気主任技	技術者		年	月	日
				〈1 種/2 種/	/3種〉	(番号)
				その他 ※以下に資	格名称を記載		年	月	日
				()	(番号)
調査	目的								

	調査内容				
	調査方法				
4	総評、改修案、	撤去理由			
5	概算工事経費				
		項目	数量	単価	金額

小 計 消費税 合 計

6 調査結果(施設の箇所の写真を貼付し、配置図に番号を記載すること)

施設の箇所	状況	写真番号	配置番号

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋市長

商店街共同施設災害対策支援補助金計画認定書(通知)

年 月 日付けで申請のありました、商店街共同施設災害対策支援補助金計画 認定申請について、次のとおり認定しましたので通知します。

つきましては、市長が指定する日までに、商店街共同施設災害対策支援補助金交付申請書 (第7号様式)に必要書類を添えて、提出してください。

(補足事項)

- (1) 当認定書の交付は、補助金額を拘束又は保証するものではありません。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更、補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。なお、変更内容が事業費の増額を伴う場合は、改修及び撤去を予定する前年度の9月末日までに計画変更申請を行うこと。

商店街共同施設災害対策支援補助金計画変更申請書

年 月 日

(宛先) 名 古 屋 市 長

所 在 地 団 体 名 代表者職氏名 事務担当者名 連 絡 先 電話 -

年 月 日付 第 号により計画を認定された商店街共同施設災害対策支援補助金計画については、次の理由により変更をしたく、名古屋市商店街共同施設災害対策支援補助金交付要綱第7条第1項に基づき、関係書類を添付して申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助事業の内容

変更前	変更後

(2) 資金計画の内容

変更前

(単位:円)

年度	予定事業費	うち	うち	うち	うち
十尺	(税込・税抜)	本補助金	自己資金	借入金	その他収入金

変更後

(単位:円)

年度	予定事業費	うち	うち	うち	うち
十尺	(税込・税抜)	本補助金	自己資金	借入金	その他収入金

(添付書類)

- (1) 変更を承認する総会等の議事録の写し
- (2) その他市長が必要と認められる書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋市長

商店街共同施設災害対策支援補助金計画変更承認書(通知)

年 月 日付けで申請のありました、商店街共同施設災害対策支援補助金計画変更申請について、次のとおり承認しましたので通知します。

1 計画認定書

年 月 日 第 号

- 2 変更の時期
- 3 変更の内容

(補足事項)

当該計画に対する補助金交付決定は未定ですので、市長が指定する日までに、当該計画に係る補助金交付申請を行ってください。

商店街共同施設災害対策支援補助金計画認定取下届

年 月 日

(宛先) 名 古 屋 市 長

所 在 地 団 体 名 代表者職氏名 事務担当者名 連 絡 先 電話 -

年 月 日付 第 号により計画を認定された商店街共同施設災害対策支援補助金計画については、次の理由により中止又は取下げを行います。

○中止又は取下げ理由

(宛先) 名 古

商店街共同施設災害対策支援補助金交付申請書

								年	月	日
屋	市	長								
			所	在	地					
			寸	体	名					
			(7	リガナ	-)					
			代表	者職	氏名					
						(生年月	日)
			事務	担当	者名					

年度名古屋市商店街共同施設災害対策支援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添付して申請します。

連 絡 先 電話

記

1 補助金交付申請額 金

円

2 補助金を受けて実施しようとする事業

	区	分		数	量 (基・m²)	事業経費 (円)
調査事業	□街路灯	□アーチ	□アーケード			
改修事業	□街路灯	□アーチ	□アーケード			
撤去事業	□街路灯	□アーチ	□アーケード			
		合	計			

3 消費税及び地方消費税の課税方法(□ 免税事業者 □ 簡易課税事業者 □ 課税事業者)

(添付書類)

- (1) 補助事業概要書(第7号様式の2)
- (2) 収支予算書(第7号様式の3)
- (3) 見積書の写し(2社以上の見積、調査事業は1社で可)又は入札関係書類及び仕様書・図書等事業の内容が分かるもの
- (4) 申請の対象となる商店街共同施設の配置図及び現況写真
- (5) 道路占用許可書の写し
- (6) 役員名簿及び組合員名簿又は会員名簿
- (7) 登記事項証明書の写し(法人のみ)及び定款又はこれに準ずる規約、会則等
- (8) 補助事業の実施について議決した総会等の議事録の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類
- (注) (7) については、補助金申請にかかる書類として従前に本市へ提出している補助事業者にあっては、内容に変更がない場合に限り省略することができる(ただし、前回提出年度から 10 年を経過している場合はこの限りではない)。(前回提出 年度)

(申請する皆様へ)

- 1 名古屋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員 と密接な関係を有する団体に該当するときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨 が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることがあります。
- 2 上記事由を確認する必要がある場合には、申請書類に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

補助事業概要書

<u></u>	体	名							
計画	認定	書番号	年	月	日付		第	号	※調査事業は記載不要
契約	(予定)	年月日			年	月	日		
着手	(予定)	年月日			年	月	日		
完了	(予定)	年月日			年	月	日		
発	注	先							
災害	対策の	必要性							
事		内 容							
		年以上 有 無			□ 有			無	

収 支 予 算 書

収入の部

	区	分		予 算 額 (円)	積 算 の 基 礎
自	己	資	金		
	会		費	()	
	負	担	金	()	
	積	<u> </u>	金	()	
	そ	Ø	他	()	
補		助	金		
	県	補助	金	()	
	市	補助	金	()	
	そ	Ø	他	()	
借		入	金		
そ(の他	の収入	金		
	合	計			

支出の部

	区	Í	分		予 算 額(円)	積算の基礎
調		查		費		
施	設	改	修	費		
撤		去		費		
そ	の他	L O	経	費		
	合		計			

商店街共同施設災害対策支援補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 名 古 屋 市 長

所在地団体名代表者職氏名事務担当者名

連絡先電話 -

年 月 日付 第 号をもって交付決定のありました商店街共同施設災害 対策支援補助金を、下記のとおり変更したいので、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 変更後の補助金交付申請額 金 円 (変更する場合に限る。)
- 2 変更の内容

3 変更を必要とする理由

(添付資料)

- (1) 変更に伴う補助事業概要書(様式 災-8-2)
- (2) 変更に伴う収支予算書(様式 災-8-3)
- (3) その他市長が必要と認める書類

変更に伴う補助事業概要書

寸	体	名								
計画	認定書	詳番号	年	月	日付		第	号	※調査事	業は記載不要
契約	(予定)	年月日	年	月	日			年	月	日
着手	(予定)	年月日	年	月	日			年	月	日
完了	(予定)	年月日	年	月	目			年	月	日
発	注	先								
災害必	序 対 第	策の性								
事	業。内	了 容								
	後 10年				□有	•		無		

変更に伴う収支予算書

収入の部

	区	分		当 初 計 画		計 画	変	更	Î	
		カ		予 算 額(円)	予 算 額	(円)	積	算(り基	礎
自	己	資	金							
	会		費	()	()				
	負	担	金	()	()				
	積	<u>77.</u>	金	()	()				
	そ	0	他	()	()				
補		助	金							
	県	補助	金	()	()				
	市	補助	金	()	()				
	そ	0	他	()	()				
借		入	金							
その)他	の収入	金							
	合	計								

支出の部

					当初計画			計	画	変		更		
	ļ	区	分		予 算 額(円)	予	算 額	(円)		積	算	の	基	礎
調		查		費										
施	設	改	修	費										
撤		去		費										
そ	0	他 0) 経	費										
		合	計											

商店街共同施設災害対策支援補助金組織変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 名 古 屋 市 長

所 在 地団 体 名(フリガナ)代表者職氏名

(生年月日)

事務担当者名

連 絡 先 電話

管 早をもってな付決定のもりました商店街出同協設災事

年 月 日付 第 号をもって交付決定のありました商店街共同施設災害 対策支援補助金について、下記のとおり組織を変更しますので申請します。

記

1 変更年月日

年 月 日

2 変更内容

区 分	変更後	変更前
形態	□ 商店街振興組合□ 商店街を地区とする事業協同組合□ 商工会□ 中小小売商業者等を主たる構成員とする法人格を有しない団体	□ 商店街振興組合□ 商店街を地区とする事業協同組合□ 商工会□ 中小小売商業者等を主たる構成員とする法人格を有しない団体
団体名		
代表者名 (職・氏名)		

3 継承事業

(添付書類)

- (1) 役員名簿及び組合員名簿又は会員名簿
- (2) 登記事項証明書の写し(法人のみ)及び定款又はこれに準ずる規約、会則等
- (3) 補助事業の継承について議決した総会等の議事録の写し

(申請する皆様へ)

- 1 名古屋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と 密接な関係を有する団体に該当するときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判 明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることがあります。
- 2 上記事由を確認する必要がある場合には、申請書類に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

商店街共同施設災害対策支援補助金代表者等変更届出書

年 月 日

(宛先) 名 古 屋 市 長

所 在 地団 体 名(フリガナ)代表者職氏名

(生年月日)

事務担当者名

連絡 先電話 -

このたび、下記のとおり変更しましたので、関係書類を添付して届け出ます。

記

1 変更した事項(補助事業者の □名称 □代表者 □所在地)

変更した事項	変更後	変更前
名称		
代 表 者 (職・氏名)		
所 在 地		

2 変更年月日 年 月 日

(添付書類)

登記事項証明書の写し(法人のみ)及び定款又はこれに準ずる規約、会則等

(申請する皆様へ)

- 1 名古屋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体に該当するときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることがあります。
- 2 上記事由を確認する必要がある場合には、申請書類に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

商店街共同施設災害対策支援補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日

(宛先) 名 古 屋 市 長

所在地団体名代表者職氏名事務担当者名連絡先

年 月 日付 第 号をもって交付決定のありました商店街共同施 設災害対策支援補助金について、下記のとおり中止(廃止)するので申請します。

記

1 中止 (廃止) 年月日

2 中止 (廃止) する理由

商店街共同施設震災対策支援補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 名 古 屋 市 長

所 在 地団 体 名代表者職氏名事務担当者名連 絡 先 電話 -

年 月 日付 第 号をもって交付決定のありました商店街共同施設災害 対策支援補助金の補助事業を完了しましたので、関係書類を添付して報告します。

記

実施した補助事業

	区	分		数	量 (基・m²)	事業経費 (円)
調査事業	□街路灯	□アーチ	□アーケード			
改修事業	□街路灯	□アーチ	□アーケード			
撤去事業	□街路灯	□アーチ	□アーケード			
		合	計			

(添付書類)

- (1) 事業完了報告書(第12号様式の2)
- (2) 収支精算書(第12号様式の3)
- (3) 契約書の写し及び補助対象施設の配置図 (撤去事業の場合は当該施設の撤去前の配置場所を示したもの)
- (4) 道路占用許可書の写し(改修事業又は撤去事業における道路占用の廃止及び数量変更の場合)
- (5) 道路使用許可書の写し((4) 道路占用許可書の写し添付の場合、並びに道路使用許可を要しない調査、改修工事及び撤去工事の場合は除く)
- (6) 補助対象経費にかかる支払領収書及び請求書等証拠書類の写し
- (7) 改修事業の場合は改修工事中及び改修工事後、撤去事業の場合は撤去後の写真、調査の場合は調査 結果報告書(第2号様式)の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

事業完了報告書

区分	□ 調査事業		改修事	業	□ 撤去事業
契 約 年 月 日		年	月	日	
着手年月日		年	月	日	
完了年月日		年	月	日	
事業内容					
事業効果					

収 支 精 算 書

収入の部

	区	分		予 算 額 (円)	精 算 額 (円)	積算の基礎
自	己	資	金			
	会		費	()	()	
	負	担	金	()	()	
	積	<u> </u>	金	()	()	
	そ	Ø	他	()	()	
補		助	金			
	県	補助	金	()	()	
	市	補助	金	()	()	
	そ	Ø	他	()	()	
借		入	金			
その	他	の収入	金			
	合	計				

支出の部

	区	分		予	算	額	(円)	精	算	額	(円)	積	算	の	基	礎	
調	-	查	費														
施	設	改 修	費														
撤	ŧ	去	費														
そ	の他	の 経	費														
	合	計															

商店街共同施設災害対策支援補助金財産処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 名 古 屋 市 長

所在地団体名代表者職氏名事務担当者名

連絡先電話 一

商店街共同施設災害対策支援補助金の交付を受けて効用が増加した財産につき、下記のと おり処分の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 財 産 名
- 2 数 量
- 3 効用増加年月 年 月
- 4 補助金交付年月 年 月
- 5 処 分 理 由